

制定 平成25年3月27日 原規総発第130326011号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を下記のとおり改正する。

原子力規制委員会

記

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

旧 規 程		新 規 程																																																																																																																																																																																																																							
(決裁文書等の取扱) 第20条 1～3 (略) (新設)		(決裁文書等の取扱) 第20条 1～3 (略) 4 総務課長の決裁を受ける文書のうちで国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する決裁文書については、保障措置室長の決裁を受けた後、総務課長の決裁を受けることができる。																																																																																																																																																																																																																							
別表第1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>文書記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力規制委員会 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>監視情報課 (新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>放射線対策・保障措置課 (新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>保障措置室 (新設)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 (新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>		課名	文書記号	原子力規制委員会 (略)	(略)	監視情報課 (新設)	(新設)	放射線対策・保障措置課 (新設)	(新設)	保障措置室 (新設)	(略)	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 (新設)	(新設)	別表第1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>文書記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力規制委員会 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>監視情報課 (新設)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>放射線対策・保障措置課 (新設)</td> <td>原 規 放</td> </tr> <tr> <td>保障措置室 (新設)</td> <td>原 規 保</td> </tr> <tr> <td>東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 (新設)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>研究炉・使用施設規制室 (新設)</td> <td>原 規 研</td> </tr> </tbody> </table>		課名	文書記号	原子力規制委員会 (略)	(略)	監視情報課 (新設)	(略)	放射線対策・保障措置課 (新設)	原 規 放	保障措置室 (新設)	原 規 保	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 (新設)	(略)	研究炉・使用施設規制室 (新設)	原 規 研																																																																																																																																																																																												
課名	文書記号																																																																																																																																																																																																																								
原子力規制委員会 (略)	(略)																																																																																																																																																																																																																								
監視情報課 (新設)	(新設)																																																																																																																																																																																																																								
放射線対策・保障措置課 (新設)	(新設)																																																																																																																																																																																																																								
保障措置室 (新設)	(略)																																																																																																																																																																																																																								
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 (新設)	(新設)																																																																																																																																																																																																																								
課名	文書記号																																																																																																																																																																																																																								
原子力規制委員会 (略)	(略)																																																																																																																																																																																																																								
監視情報課 (新設)	(略)																																																																																																																																																																																																																								
放射線対策・保障措置課 (新設)	原 規 放																																																																																																																																																																																																																								
保障措置室 (新設)	原 規 保																																																																																																																																																																																																																								
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 (新設)	(略)																																																																																																																																																																																																																								
研究炉・使用施設規制室 (新設)	原 規 研																																																																																																																																																																																																																								
別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係		別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項番号</th> <th>主管課</th> <th>専決事項</th> <th>専決者</th> <th>合議者</th> <th>委員会への報告の要否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>核物質防護室</td> <td>原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>6～20</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>安全規制管理官付</td> <td>原子炉等規制法第22条第1項の規定による保安規定の変更認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>22～27</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>核物質防護室</td> <td>原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>28～53</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>核物質防護室</td> <td>原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>55～74</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>核物質防護室</td> <td>原子炉等規制法第43条の2第5第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>76～93</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>94</td> <td>核物質防護室</td> <td>原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>95～114</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>115</td> <td>核物質防護室</td> <td>原子炉等規制法第51条の2第3第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>116～130</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>131</td> <td>核物質防護室</td> <td>原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>132～145</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	1～4		(略)				5	核物質防護室	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要	6～20		(略)				21	安全規制管理官付	原子炉等規制法第22条第1項の規定による保安規定の変更認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		否	22～27		(略)				27	核物質防護室	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要	28～53		(略)				54	核物質防護室	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要	55～74		(略)				75	核物質防護室	原子炉等規制法第43条の2第5第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要	76～93		(略)				94	核物質防護室	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要	95～114		(略)				115	核物質防護室	原子炉等規制法第51条の2第3第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要	116～130		(略)				131	核物質防護室	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要	132～145		(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項番号</th> <th>主管課</th> <th>専決事項</th> <th>専決者</th> <th>合議者</th> <th>委員会への報告の要否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>核物質防護室</td> <td>原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>6～20</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>安全規制管理官付</td> <td>原子炉等規制法第22条第1項の規定による保安規定の変更認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>22～27</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>核物質防護室</td> <td>原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>28～53</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>核物質防護室</td> <td>原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>55～74</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>核物質防護室</td> <td>原子炉等規制法第43条の2第5第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>76～93</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>94</td> <td>核物質防護室</td> <td>原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>95～114</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>115</td> <td>核物質防護室</td> <td>原子炉等規制法第51条の2第3第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>116～130</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>131</td> <td>核物質防護室</td> <td>原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>132～145</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	1～4		(略)				5	核物質防護室	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要	6～20		(略)				21	安全規制管理官付	原子炉等規制法第22条第1項の規定による保安規定の変更認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要	22～27		(略)				27	核物質防護室	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要	28～53		(略)				54	核物質防護室	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要	55～74		(略)				75	核物質防護室	原子炉等規制法第43条の2第5第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要	76～93		(略)				94	核物質防護室	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要	95～114		(略)				115	核物質防護室	原子炉等規制法第51条の2第3第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要	116～130		(略)				131	核物質防護室	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要	132～145		(略)			
事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否																																																																																																																																																																																																																				
1～4		(略)																																																																																																																																																																																																																							
5	核物質防護室	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要																																																																																																																																																																																																																				
6～20		(略)																																																																																																																																																																																																																							
21	安全規制管理官付	原子炉等規制法第22条第1項の規定による保安規定の変更認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		否																																																																																																																																																																																																																				
22～27		(略)																																																																																																																																																																																																																							
27	核物質防護室	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要																																																																																																																																																																																																																				
28～53		(略)																																																																																																																																																																																																																							
54	核物質防護室	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要																																																																																																																																																																																																																				
55～74		(略)																																																																																																																																																																																																																							
75	核物質防護室	原子炉等規制法第43条の2第5第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要																																																																																																																																																																																																																				
76～93		(略)																																																																																																																																																																																																																							
94	核物質防護室	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要																																																																																																																																																																																																																				
95～114		(略)																																																																																																																																																																																																																							
115	核物質防護室	原子炉等規制法第51条の2第3第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要																																																																																																																																																																																																																				
116～130		(略)																																																																																																																																																																																																																							
131	核物質防護室	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要																																																																																																																																																																																																																				
132～145		(略)																																																																																																																																																																																																																							
事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否																																																																																																																																																																																																																				
1～4		(略)																																																																																																																																																																																																																							
5	核物質防護室	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要																																																																																																																																																																																																																				
6～20		(略)																																																																																																																																																																																																																							
21	安全規制管理官付	原子炉等規制法第22条第1項の規定による保安規定の変更認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要																																																																																																																																																																																																																				
22～27		(略)																																																																																																																																																																																																																							
27	核物質防護室	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要																																																																																																																																																																																																																				
28～53		(略)																																																																																																																																																																																																																							
54	核物質防護室	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要																																																																																																																																																																																																																				
55～74		(略)																																																																																																																																																																																																																							
75	核物質防護室	原子炉等規制法第43条の2第5第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要																																																																																																																																																																																																																				
76～93		(略)																																																																																																																																																																																																																							
94	核物質防護室	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要																																																																																																																																																																																																																				
95～114		(略)																																																																																																																																																																																																																							
115	核物質防護室	原子炉等規制法第51条の2第3第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要																																																																																																																																																																																																																				
116～130		(略)																																																																																																																																																																																																																							
131	核物質防護室	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行つた国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要																																																																																																																																																																																																																				
132～145		(略)																																																																																																																																																																																																																							

		(新設)			
175	安全規制 管理官	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下この表において「実用炉則」という。)第3条の7の規定による使用前検査合格証の交付に関する事。	安全規制 管理官		否
176~182		(略)			
		(新設)			
183~186		(略)			
		(新設)			
187	安全規制 管理官付	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則(平成12年総理府令第122号。以下この表において「研開炉則」という。)第10条の規定による使用前検査合格証の交付に関する事。	安全規制 管理官		否
188~197		(略)			
		(新設)			
198	安全規制 管理官付	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成12年通商産業省令第112号。以下この表において「貯蔵規則」という。)第9条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う使用前検査の実施に係る通知に関する事。	安全規制 管理官	総務課長	否
199~205		(略)			
		(新設)			
206	安全規制 管理官付	使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和46年総理府令第10号。以下この表において「再処理規則」という。)第6条の4第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構の使用前検査の実施にかかる通知書に関する事。	安全規制 管理官	総務課長	否
207~214		(略)			
		(新設)			
215~225		(略)			
		(新設)			
226	安全規制 管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和63年総理府令第47号。以下この表において「廃棄物管理規則」という。)第9条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う使用前検査の実施に係る通知に関する事。	安全規制 管理官	総務課長	否
227~233		(略)			
		(新設)			
234	安全規制 管理官付	核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下この表において「使用規則」という。)第2条の4の規定による施設検査合格証の交付に関する事。	長官		要
235~243		(略)			
		(新設)			
		(新設)			

196	安全規制 管理官	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下この表において「実用炉則」という。)第3条の5第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関する事。		長官	要
197	安全規制 管理官	実用炉則第3条の7の規定による使用前検査合格証の交付に関する事。		安全規制 管理官	否
198~204		(略)			
205	安全規制 管理官付	試験炉規則第3条の4第1号及び第5号の規定による使用前検査の実施時期に関する事。		長官	要
206~209		(略)			
210	安全規制 管理官付	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則(平成12年総理府令第122号。以下この表において「研開炉則」という。)第8条第1号及び第5号の規定による使用前検査の実施時期に関する事。		長官	要
211	安全規制 管理官付	研開炉則第10条の規定による使用前検査合格証の交付に関する事。		安全規制 管理官	否
		(略)			
222	安全規制 管理官付	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成12年通商産業省令第112号。以下この表において「貯蔵規則」という。)第8条第1号、第2号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関する事。		長官	要
223	安全規制 管理官付	貯蔵規則第9条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う使用前検査の実施に係る通知に関する事。		安全規制 管理官	総務課長
224~230		(略)			
231	安全規制 管理官付	使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和46年総理府令第10号。以下この表において「再処理規則」という。)第6条第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関する事。		長官	要
232	安全規制 管理官付	再処理規則第6条の4第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構の使用前検査の実施にかかる通知書に関する事。		安全規制 管理官	総務課長
233~240		(略)			
241	安全規制 管理官付	第一種埋設規則第19条第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関する事。		長官	要
242~252		(略)			
253	安全規制 管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和63年総理府令第47号。以下この表において「廃棄物管理規則」という。)第8条第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関する事。		長官	要
254	安全規制 管理官付	廃棄物管理規則第9条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う使用前検査の実施に係る通知に関する事。		安全規制 管理官	総務課長
255~261		(略)			
262	安全規制 管理官付	核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下この表において「使用規則」という。)第2条の3第1号の規定による施設検査の実施時期に関する事。		長官	要
263	安全規制 管理官付	使用規則第2条の4の規定による施設検査合格証の交付に関する事。		長官	要
264~272		(略)			
273	保障措置 室	国際規制物資の使用等に関する規則(昭和36年総理府令第50号。以下この表において「国際規制物資使用規則」という。)第4条の2の3第2項の規定による保障措置検査(IAEAの通告に基づくものに限る。)に関する事。		保障措置 室長	否
274	保障措置 室	国際規制物資使用規則第4条の2の4第1項及び第2項の規定による保障措置検査(IAEAの通告に基づくものに限る。)に関する事。		保障措置 室長	否

		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
244～262		(略)				

(2)～(3) (略)

(新設)

275	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の5第1項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関する <u>こと</u> 。	保障措置室長		否
276	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の6第1項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関する <u>こと</u> 。	保障措置室長		否
277	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の7第1項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関する <u>こと</u> 。	保障措置室長		否
278	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の10第4号の規定による保障措置検査員の条件に関する <u>こと</u> 。	長官		要
279	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の22第3項の規定による保障措置検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項の決定に関する <u>こと</u> 。	長官		要
280	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の27第3項の規定による承認を要する相互流用又は予備費の使用に係る経費の金額の指定及びその承認に関する <u>こと</u> 。	長官		要
281	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の28第1項の規定による承認を要する繰り越しにかかる経費の全額の指定及びその承認に関する <u>こと</u> 。	長官		要
282	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の30第2項の規定による会計規定の基本的事項の承認及び変更の承認に関する <u>こと</u> 。	長官		要
283	保障措置室	国際規制物資使用規則第9条の規定による封印又は装置の取付けの通報に関する <u>こと</u> 。	保障措置室長		否
284～302		(略)			

(2)～(3) (略)

別表第4（放射線障害防止法令）

(1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）

事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	放射線対策・保障措置課	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下この表において「放射線障害防止法」という。）第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可（重要なものを除く。）に関する <u>こと</u> 。	長官		要
2	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要しない使用の許可に関する <u>こと</u> 。	放射線対策・保障措置課長		否
3	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第4条の2第1項の規定による廃棄物の許可（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関する <u>こと</u> 。	長官		要
4	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第9条第1項の規定による許可証の交付に関する <u>こと</u> 。	放射線対策・保障措置課長		否
5	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（重要なものを除く。）に関する <u>こと</u> 。	長官		要
6	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第10条第2項の規定による施設検査を要しない変更の許可に関する <u>こと</u> 。	放射線対策・保障措置課長		否
7	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第11条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関する <u>こと</u> 。	長官		要
8	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第11条第2項の規定による施設検査を要しない変更の許可に関する <u>こと</u> 。	放射線対策・保障措置課長		否
9	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第12条の規定による許可証の再交付に関する <u>こと</u> 。	放射線対策・保障措置課長		否
10	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第12条の8第1項の規定による施設検査（重要なものを除く。）に関する <u>こと</u> 。	長官		要
11	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第12条の8第2項の規定による施設検査（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関する <u>こと</u> 。	長官		要
12	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第12条の9第1項及び第2項の規定による定期検査に関する <u>こと</u> 。	長官		要

13	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第12条の10の規定による定期確認（重要なものうち、初回の定期確認及び確認項目を大幅に変更した直後の定期確認を除く。）に関すること。	長官		要
14	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第18条第2項の規定による運搬物に関する確認に関すること。	長官		要
15	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第18条第3項の規定による運搬容器の承認に関すること。	長官		要
16	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第26条の2第1項の規定による特定使用許可者に係る合併又は分割の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
17	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第26条の2第1項の規定による特定使用許可者以外に係る合併又は分割の認可に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
18	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第26条の2第2項の規定による許可廃棄業者に係る合併又は分割の認可（廃棄物施設を行わない場合に限る。）に関すること。	長官		要
19	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第35条第2項の規定による第1種放射線取扱主任者免状の交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
20	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第35条第3項の規定による第2種放射線取扱主任者免状の交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
21	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第35条第4項の規定による第3種放射線取扱主任者免状の交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
22	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の2第1項の規定による登録認証機関の登録更新に関すること。	長官		要
23	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の5第1項の規定による登録認証機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
24	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の16において準用する第41条の2第1項の規定による登録検査機関の登録更新に関すること。	長官		要
25	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の16において準用する第41条の5第1項の規定による登録検査機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
26	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の18において準用する第41条の2第1項の規定による登録定期確認機関の登録更新に関すること。	長官		要
27	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の18において準用する第41条の5第1項の規定による登録定期確認機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
28	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の22において準用する第41条の2第1項の規定による登録運搬物確認機関の登録更新に関すること。	長官		要
29	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の22において準用する第41条の5第1項の規定による登録運搬物確認機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
30	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の24において準用する第41条の2第1項の規定による登録埋設確認機関の登録更新に関すること。	長官		要
31	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の24において準用する第41条の5第1項の規定による登録埋設確認機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
32	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の26において準用する第41条の2第1項の規定による登録濃度確認機関の登録更新に関すること。	長官		要
33	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の26において準用する第41条の5第1項の規定による登録濃度確認機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
34	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の30において準用する第41条の2第1項の規定による登録試験機関の登録更新に関すること。	長官		要
35	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の30において準用する第41条の5第1項の規定による登録試験機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
36	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の34において準用する第41条の2第1項の規定による登録資格講習機関の登録更新に関すること。	長官		要
37	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の34において準用する第41条の5第1項の規定による登録資格講習機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
38	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第41条の40において準用する第41条の2第1項の規定による登録定期講習機関の登録更新に関すること。	長官		要

39	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第43条の2第1項の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限り。）に関すること。	長官		要
40	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第45条の2の規定による官報の公示に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
41	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第46条の規定による関係行政機関の長との協議に関すること。	長官		要
42	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第47条第1項の規定による関係行政機関の長への連絡に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
43	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第47条第2項の規定による国家公安委員会等に対する連絡に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
44	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第48条の2第2項及び第3項の規定による環境大臣に対する連絡に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
45	放射線対策・保障措置課	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下この表において「放射線障害防止法施行規則」という。）第14条の16の規定による施設検査合格証の交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
46	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第14条の19の規定による定期検査合格証の交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
47	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第14条の21の規定による定期確認証の交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
48	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条第1項第1号の規定による容器に封入することが著しく困難なものの運搬に係る障害防止のための措置の承認に関すること。	長官		要
49	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条第2項の規定による特別措置による運搬に係る障害防止のための措置の承認に関すること。	長官		要
50	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の5第7号及び第8号並びに第18条の6第5号の規定による安全上支障がない旨の承認に関すること。	長官		要
51	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の16の規定による運搬確認証の交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
52	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の17第4項の規定による提出書類の省略に関すること。	長官		要
53	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の18の規定による容器承認書の交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
54	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第19条の3の規定による埋設確認証の交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
55	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第34条の規定による試験を施行する日時、場所等の官報公告に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
56	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の2の規定による合格証の交付及び合格者の官報公告に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
57	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の3第1項の規定による放射線取扱主任者試験合格証の再交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
58	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の6第1項の規定による放射線取扱主任者講習修了証の交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
59	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の7第1項の規定による放射線取扱主任者講習修了証の再交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
60	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第36条の2の規定による免状の交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
61	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第37条の規定による免状の訂正に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
62	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第38条第1項及び第2項の規定による免状の再交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
63	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第38条の2の規定による研修修了証の交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
64	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第40条の規定による取去証の交付に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
65	放射線対策・保障措置課	登録認証機関等に関する規則（平成17年文部科学省令第37号。以下この表において「登録認証機関規則」という。）第15条、第29条、第43条、第57条、第71条、第85条、第98条、第110条及び第121条の規程による官報公示に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="804 138 874 219">66</td> <td data-bbox="874 138 938 219">放射線対策・保障措置課</td> <td data-bbox="938 138 1235 219">登録認証機関規則第46条第1項第1号の規定による委員会が認める外国法令に関すること。</td> <td data-bbox="1235 138 1305 219">長官</td> <td data-bbox="1305 138 1369 219"></td> <td data-bbox="1369 138 1439 219">要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="804 219 874 322">67</td> <td data-bbox="874 219 938 322">放射線対策・保障措置課</td> <td data-bbox="938 219 1235 322">放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成21年文部科学省令第14号）第16条の規定による官報告示に関すること。</td> <td data-bbox="1235 219 1305 322">放射線対策・保障措置課長</td> <td data-bbox="1305 219 1369 322"></td> <td data-bbox="1369 219 1439 322">否</td> </tr> </table>	66	放射線対策・保障措置課	登録認証機関規則第46条第1項第1号の規定による委員会が認める外国法令に関すること。	長官		要	67	放射線対策・保障措置課	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成21年文部科学省令第14号）第16条の規定による官報告示に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否
66	放射線対策・保障措置課	登録認証機関規則第46条第1項第1号の規定による委員会が認める外国法令に関すること。	長官		要								
67	放射線対策・保障措置課	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成21年文部科学省令第14号）第16条の規定による官報告示に関すること。	放射線対策・保障措置課長		否								
別表第4（その他の法令） （1）～（8）（略）	別表第5（その他の法令） （1）～（8）（略）												